

○岩手県警察保護取扱規程

(昭和35年11月25日警察本部訓令第27号)

[沿革] 昭和39年3月警察本部訓令第3号、40年9月第10号、56年4月第11号、63年6月第14号、平成6年10月第18号、12年12月第21号、22年3月第7号、29年3月第7号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察保護取扱規程を次のように定める。

岩手県警察保護取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条第2項に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、または届出のあった者が保護を要するものであるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、いやしくも個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

第4条 署の生活安全課長を保護主任者とする。

- 2 保護主任者は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継等保護の全般について直接その責に任ずるものとする。
- 3 保護主任者が退庁した場合には当直責任者、保護主任者が出張その他の事故によりその職務を行うことができない場合においては署長の指定した者が、保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第5条 警察官は、保護を要する者を発見した場合または届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合は、とりあえず救護その他の必要な措置を講じ、直ちに保護主任者（保護主任者に代わってその職務を行う者を含む。以下同じ。）に保護を必要とする理由、保護上注意を要する事項等を報告し、その指揮を受けなければならない。

- 2 前項の措置をとった警察官は、保護カード（様式第1号）に必要な事項を記載し、速やかに保護主任者に提出しなければならない。

(保護の措置)

第6条 保護主任者は、前条第1項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所に保護する等保護のための措置を講じなければならない。

- 2 被保護者の保護の場所の選定に当たっては、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 精神錯乱者 最寄りの精神病院その他の精神病患者収容施設又は保護室

(2) 酩酊者 保護室

(3) 迷い子 交番又は駐在所（最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合は保護室）

(4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合は、保護室）

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

第7条 警察官は、被保護者の家族等に通知してその取引方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住居および氏名を申し立てることができないか、または申し立てても確認することができない場合であって他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者の指揮を受けた上、保護の場所において立会人をおき、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住居および氏名を確認するための措置をとることができる。

（事故防止）

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷し、自殺し、火災を発生せしめる等自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意しなければならない。

第9条 警察官は、警職法第3条第1項第1号、酩酊者規制法第3条第1項及び精神保健福祉法第39条第2項の被保護者が暴行し、又は自殺しようとする等、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある場合、その危害を防止し、適切にその者を保護するため、他に方法がないと認めるときは、保護主任者の指揮を受け、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができる。ただし、緊急を要し、保護主任者の指揮を受けるいとまがない場合は、応急の措置を講じた後速やかに保護主任者に報告するものとする。

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物劇物等自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、緊急を要する状態にある場合を除き、保護主任者の指揮を受けて、立会人を置き、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管することができる。ただし、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

2 被保護者に所持させておいては、紛失し、または破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、前項の規定に準じて、つとめて保管するようにするものとする。

3 前2項の規定により保管した危険物および貴重品は、保護カードにより、その品名、数量、保管責任者および取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合はその引取人に、保護を解く場合は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合は、当該関係機関に引き継がなければならない。

（異常を発見した場合の措置）

第11条 警察官は、被保護者について、その健康状態等に細心の注意を払い、異常を発見したときは、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 署長は、被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であって、警職法第3条第1項第1号または酩酊者規制法第3条第1項の被保護者については、合理的に判断して、自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき、警職法第3条第1項第2号の被保護者については、合理的に判断して、正常な判断能力を欠きなお保護を要する状態にあると認められるときは、これを発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとらなければならない。

3 署長は、被保護者について死亡その他の重大な事故があった場合は、その状況を直ちに警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名および住居が判明しているときは、その者にもあわせて通知しなければならない。

（関係機関への引継等）

第12条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、次の各号の定めるところにより、署長の指揮を受けた上、措置しなければならない。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項または第6項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町村長またはその委任を受けた者に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合は、前号に掲げる場合であっても同法第25条第1項の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告すること。

第13条 保護主任者は、被保護者が、児童福祉法にいう児童である場合であつて、同法第6条に規定する保護者に監護させることが不相当であると明らかに認められるときは、署長の指揮を受けた上、同法第25条第1項の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。

第14条 保護主任者は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項の要保護女子であることが明らかとなった場合においては、第12条第2号又は前条の規定により関係機関に通告する措置をとった場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知しなければならない。

2 保護主任者は、前項の通知をするに当たっては、当該要保護女子を、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設へ収容するよう配慮するものとする。

第3章 保護室

(警察官の配置)

第15条 保護主任者は、被保護者を保護室（第16条の規定により保護室に代用される施設を含む。）に収容した場合においては、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して保護に当たらせなければならない。

(保護室に関する特別措置)

第16条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認める場合においては、警察署（交番及び駐在所を含む。）の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認める施設を保護室に代用することができる。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第17条 24時間をこえて被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による保護期間延長許可の請求は、保護主任者が署長の指揮を受けた上、保護期間延長許可状請求書（別記様式第2号）によりこれを行なうものとする。

(簡易裁判所への通知)

第18条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における被保護者について、署長が被保護者通知書（様式第3号）によりこれを行うものとする。

(保健所長への通報)

第19条 精神保健福祉法第23条又は酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、署長がこれを行なうものとする。

第5章 雑則

(保護カードの備付等)

第20条 保護主任者は、保護カードに所定事項を記載し、保護の状況を明らかにしておかななければならない。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第21条 警察官は、被保護者が罪を犯した者であることまたは触法少年若しくはぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、被保護者がなお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、取調または調査をしてはならない。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においてもまた同様とする。

(児童の一時保護等)

第22条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であること、同行すべき場所が遠隔であること等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童、同行すべき者等を保護室に一時収容することができる。

(1) 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合

(2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合

- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
 - (4) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
 - (5) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
 - (6) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項後段において準用する同条第1項の規定により在院者又は同法第90条第5項後段において準用する同条第4項の規定により保護処分在院者を連れ戻す場合
 - (7) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項後段において準用する同条第1項の規定により在所者又は同法第79条第5項後段において準用する同条第4項の規定により被観護措置者等を連れ戻す場合
- 2 前項の場合においては、第3条および第4条、第8条から第11条まで、第15条および第20条の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月1日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和39年3月1日から施行する。

附 則（昭和40年9月1日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和40年9月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月14日警察本部訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月30日警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄）

- 1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日警察本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の岩手県警察保護取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成29年3月14日警察本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の岩手県警察保護取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式 （省略）